

目 次

令和8年酒田地区広域行政組合議会

第1回 2月定例会

出欠席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
酒田地区広域行政組合職員出席者	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	2
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議第1号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第2号）外8件上程	3
管理者提案理由説明	4
議第1号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第2号）外1件	5
補足説明	10
質 疑	11
討 論	11
採 決	11
議第3号 令和8年度酒田地区広域行政組合会計予算外1件	11
補足説明	18
質 疑	19
討 論	20
採 決	21
議第5号 酒田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	21
補足説明	24
質 疑	24
討 論	24
採 決	24
議第6号 酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部改正につ いて外1件	25
補足説明	28
質 疑	28
討 論	28
採 決	29

議第8号	酒田地区広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について	29
補足説明		31
質 疑		31
討 論		31
採 決		31
議第9号	酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について	32
補足説明		35
質 疑		35
討 論		35
採 決		36
閉 会		36
署 名		37

令和 8 年 2 月定例会
(2月20日)

酒田地区広域行政組合議会会議録

(第 1 回)

総務警防課長補佐 佐藤 勝 総務警防課総務主査 本間 真友美
総務警防課総務係長 荘司 光 総務警防課総務係主任 日下部 宏 弥
総務警防課総務係専門員 日下部 進

~~~~~  
◎ 議 事 日 程

議事日程第1号

令和8年2月20日（金） 午後2時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 会期の決定  
第3 議第1号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第2号）  
第4 議第2号 令和7年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更について  
第5 議第3号 令和8年度酒田地区広域行政組合会計予算  
第6 議第4号 令和8年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金について  
第7 議第5号 酒田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
第8 議第6号 酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部改正について  
第9 議第7号 酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関する条例の制定について  
第10 議第8号 酒田地区広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について  
第11 議第9号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

~~~~~  
◎ 本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

~~~~~  
◎ 開 会

○田中 廣議長 ただいまから、令和8年第1回酒田地区広域行政組合議会2月定例会を開会いたします。

（午後2時30分 開 会）

~~~~~

◎ 開 議

○田中 廣議長 本日は全員出席です。直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号によって議事を進めます。

~~~~~

◎ 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○田中 廣議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番、佐藤俊太郎議員、6番、市村浩一議員、7番、ガンバリーニ杏子議員の3名を指名いたします。

~~~~~

◎ 会 期 の 決 定

○田中 廣議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

◎ 議 第 1 号 令 和 7 年 度 酒 田 地 区 広 域 行 政 組 合 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 ) 外 8 件 上 程

○田中 廣議長 日程第3、議第1号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算(第2号)から、日程第11、議第9号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正についてまでの議案9件を一括上程の上、議題といたします。

~~~~~

◎ 管理者提案理由説明

○田中 廣議長 管理者の説明を求めます。

管理者、酒田市長。

(管理者 矢口明子酒田市長 登壇)

○管理者 矢口明子酒田市長 ただいま上程になりました議案の概要についてご説明申し上げます。

議第1号については、令和7年度予算を8,830万8,000円減額し、予算総額を39億9,757万6,000円とするものであります。

このたびの補正は、決算見込みによる薬品費の減、契約額の確定による汚泥再生処理センター整備事業費及び最終処分場整備事業費の減が主なものであります。

議第2号については、令和7年度予算の補正に伴い、分賦金の総額を35億2,599万3,000円に変更するものであります。

議第3号については、令和8年度予算の総額を42億8,677万8,000円とするものであります。

衛生費では、汚泥再生処理センター整備事業費及びごみ処理施設長期包括運營業務委託料を増額するほか、ごみ処理施設屋根防水修繕工事費などを新たに計上するものであります。

消防費では、給与改定により職員給与費を増額、高規格救急自動車・救命用資機材及び広報車更新の経費を計上するほか、映像通報システム導入経費や自動心臓マッサージ器購入費を新たに計上するものであります。

議第4号については、令和8年度予算に基づき、分賦金の総額を38億3,065万3,000円とするものであります。

議第5号については、緊急消防援助隊等の活動及び救急救命士の高度な救急業務の特殊性を踏まえ、職員の処遇の適性化を図るため、特殊勤務手当について所要の改正を行うものであります。

議第6号については、国家公務員の旅費制度の改正等に鑑み、特別職の職員の費用弁償に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

議第7号については、組合議会議員が組合議会に出席したとき及び監査委員が職務に従事したときの報酬について、新たに条例を制定するものであります。

議第8号については、酒田市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、当該条例の準用に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

議第9号については、サウナ設備について、新たに簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

~~~~~

◎ 議第1号 令和7年度酒田地区  
広域行政組合会計補正予  
算（第2号）外1件

○田中 廣議長 初めに、日程第3、議第1号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第2号）及び関連がございます日程第4、議第2号 令和7年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更についての2件を一括議題といたします。

---

## 議第 1 号

### 令和 7 年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 88,308 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,997,576 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 既定の継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口明子

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款 | 項        | 補正前の額     | 補 正 額    | 計         |
|---|----------|-----------|----------|-----------|
|   |          | 千円        | 千円       | 千円        |
| 1 | 分担金及び負担金 | 3,641,727 | △115,734 | 3,525,993 |
|   | 1 分担金    | 3,641,727 | △115,734 | 3,525,993 |
| 2 | 使用料及び手数料 | 206,980   | 34       | 207,014   |
|   | 2 手数料    | 206,978   | 34       | 207,012   |
| 3 | 国庫支出金    | 34,778    | △608     | 34,170    |
|   | 1 国庫補助金  | 34,778    | △608     | 34,170    |
| 4 | 財産収入     | 95,297    | 26,179   | 121,476   |
|   | 1 財産売払収入 | 95,297    | 26,179   | 121,476   |
| 6 | 諸収入      | 18,160    | 1,821    | 19,981    |
|   | 2 雑入     | 18,159    | 1,821    | 19,980    |
|   | 歳 入 合 計  | 4,085,884 | △88,308  | 3,997,576 |

歳 出

| 款 | 項       | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---|---------|-----------|---------|-----------|
|   |         | 千円        | 千円      | 千円        |
| 2 | 総務費     | 129,277   | △164    | 129,113   |
|   | 1 総務管理費 | 129,100   | △164    | 128,936   |
| 3 | 衛生費     | 1,517,671 | △79,786 | 1,437,885 |
|   | 1 清掃費   | 1,517,671 | △79,786 | 1,437,885 |
| 4 | 消防費     | 2,118,298 | △8,358  | 2,109,940 |
|   | 1 常備消防費 | 2,118,298 | △8,358  | 2,109,940 |
|   | 歳 出 合 計 | 4,085,884 | △88,308 | 3,997,576 |

第2表 継続費補正

(変更)

| 款      | 項      | 事業名                  | 補正前        |        |             | 補正後        |        |             |
|--------|--------|----------------------|------------|--------|-------------|------------|--------|-------------|
|        |        |                      | 総額<br>(千円) | 年度     | 年割額<br>(千円) | 総額<br>(千円) | 年度     | 年割額<br>(千円) |
| 3. 衛生費 | 1. 清掃費 | 汚泥再生処理センター整備事業(施工監理) | 70,103     | 令和7年度  | 10,780      | 68,750     | 令和7年度  | 10,230      |
|        |        |                      |            | 令和8年度  | 22,979      |            | 令和8年度  | 22,660      |
|        |        |                      |            | 令和9年度  | 23,199      |            | 令和9年度  | 22,880      |
|        |        |                      |            | 令和10年度 | 13,145      |            | 令和10年度 | 12,980      |

第3表 繰越明許費

| 款      | 項        | 事業名    | 金額<br>(千円) |
|--------|----------|--------|------------|
| 4. 消防費 | 1. 常備消防費 | 消防本部事業 | 12,992     |

議第 2 号

令和 7 年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更について

令和 7 年度酒田地区広域行政組合分賦金を次のとおり変更する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

令和 7 年度分賦金 3, 5 2 5, 9 9 3 千円

(提案理由)

議第 1 号令和 7 年度酒田地区広域行政組合会計補正予算(第 2 号)に基づき、分賦金の総額を変更するため、酒田地区広域行政組合規約第 1 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## ◎ 補 足 説 明

○田中 廣議長 当局の補足説明を求めます。

事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 議第1号及び議第2号につきまして補足説明をいたします。

議第1号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第2号）は、8,830万8,000円を減額し、39億9,757万6,000円とするものであります。

9ページをお願いします。

3、歳出。

3款衛生費、1項2目ごみ処理施設費、3目し尿処理施設費、5目最終処分場費は、決算見込みや契約額の確定などによる減額であります。

10ページをお願いします。

4款消防費の1項1目職員管理費は、給与改定に伴う一般職給の増額と共済費の減額であります。

2目消防本部費、3目市消防署費、4目町消防署費は、決算見込みなどによる減額と修繕料や山形県防災行政無線保守管理負担金など、不足する経費の増額であります。

7ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款1項1目分担金は、歳出予算の減額に伴い、清掃費分担金、消防費分担金、清掃費建設負担金がそれぞれ減額となります。

4款1項1目生産物売払収入は、アルミ缶やペットボトルの売払い単価の上昇などによる増額、2目物品売払収入は、消防車両の売払いによる増額であります。

4ページにお戻り願います。

第2表継続費補正は、汚泥再生処理センター整備事業（施工監理）の契約締結によりまして、総額と各年割額を減額いたします。

第3表繰越明許費は、消防本部事業を設定し、山形県防災行政無線保守管理負担金の令和8年度払いとなる分を繰越しいたします。

続きまして、議第2号 令和7年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更については、補正予算に伴い、分賦金を35億2,599万3,000円に変更いたします。

議第2号資料は市町別の変更内訳でございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

~~~~~

◎ 質 疑

○田中 廣議長 これより質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

◎ 討 論

○田中 廣議長 これより討論を行います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 廣議長 これより日程第3、議第1号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。議第1号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第4、議第2号 令和7年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第2号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 議 第 3 号 令和8年度酒田地区広域行政組合会計予算外1件

○田中 廣議長 次に、日程第5、議第3号 令和8年度酒田地区広域行政組合会計予算及び関連がご

ざいます日程第6、議第4号 令和8年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金についての2件を一括議題といたします。

---

## 議第3号

### 令和8年度酒田地区広域行政組合会計予算

令和8年度酒田地区広域行政組合会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,286,778千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月20日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口明子

第1表 歳入歳出予算  
歳入

| 款 | 項        | 金額        |
|---|----------|-----------|
|   |          | 千円        |
| 1 | 分担金及び負担金 | 3,830,653 |
|   | 1 分担金    | 3,830,653 |
| 2 | 使用料及び手数料 | 237,971   |
|   | 1 使用料    | 2         |
|   | 2 手数料    | 237,969   |
| 3 | 国庫支出金    | 90,961    |
|   | 1 国庫補助金  | 90,961    |
| 4 | 財産収入     | 104,830   |
|   | 1 財産売払収入 | 104,830   |
| 5 | 繰越金      | 1         |
|   | 1 繰越金    | 1         |
| 6 | 諸収入      | 22,362    |
|   | 1 組合預金利子 | 1         |
|   | 2 雑入     | 22,361    |
|   | 歳 入 合 計  | 4,286,778 |

歳 出

| 款     | 項       | 金 額       |
|-------|---------|-----------|
| 1 議会費 |         | 千円<br>672 |
|       | 1 議会費   | 672       |
| 2 総務費 |         | 37,402    |
|       | 1 総務管理費 | 37,216    |
|       | 2 監査委員費 | 186       |
| 3 衛生費 |         | 1,736,222 |
|       | 1 清掃費   | 1,736,222 |
| 4 消防費 |         | 2,193,154 |
|       | 1 常備消防費 | 2,193,154 |
| 5 公債費 |         | 309,328   |
|       | 1 公債費   | 309,328   |
| 6 予備費 |         | 10,000    |
|       | 1 予備費   | 10,000    |
|       | 歳 出 合 計 | 4,286,778 |

第2表 債務負担行為

| 事 項               | 期 間            | 限 度 額<br>(千円) |
|-------------------|----------------|---------------|
| 災害対応特殊消防ポンプ自動車購入費 | 令和8年度から令和9年度まで | 74,510        |

議第 4 号

令和 8 年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金について

令和 8 年度酒田地区広域行政組合分賦金を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

令和 8 年度分賦金 3, 8 3 0, 6 5 3 千円

(提案理由)

議第 3 号令和 8 年度酒田地区広域行政組合会計予算に基づき、分賦金の総額を定めるため、酒田地区広域行政組合同規約第 1 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## ◎ 補 足 説 明

○田中 廣議長 当局の補足説明を求めます。

事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 議第3号及び議第4号につきまして補足説明をいたします。

議第3号 令和8年度酒田地区広域行政組合会計予算は42億8,677万8,000円でございます。

6ページをお願いします。

歳出合計の前年度比較は2億9,044万7,000円の増額となりまして、主に汚泥再生処理センター整備事業費の増、ごみ処理施設長期包括運營業務委託料の増、職員給与費の増、高規格救急自動車・救命用資機材更新費用や広報車更新費用の計上などによるものであります。

10ページをお願いいたします。

3、歳出。

1款1項1目議会費は、定例会、臨時会の開催経費であります。

2款総務費の1項1目一般管理費は、管理課職員3人分の人件費のほか、委託料や負担金などであり  
ます。

11ページをお願いします。

3款衛生費の1項1目衛生総務費は、施設係職員4人分の人件費のほか、委託料や負担金などであり  
ます。

12ページをお願いします。

2目ごみ処理施設費は、維持管理経費であります。新たに屋根防水修繕工事費を計上しており  
ます。

3目し尿処理施設費は、維持管理経費のほか、2、汚泥再生処理センター整備事業では現在のし尿  
処理施設に替わる汚泥再生処理センターの建設工事を行います。

4目リサイクルセンター費は、維持管理経費であります。新たに管理棟屋根改修工事費とショ  
ベルロード更新費用を計上しております。

13ページをお願いします。

5目最終処分場費は、維持管理経費のほか、2、最終処分場整備事業では次期最終処分場の実施設  
計を行います。

3款までは以上でございます。

○田中 廣議長 消防長。

○粕谷博志消防長 消防費については、私から説明いたします。

13ページをお願いします。

4款消防費の1項1目職員管理費は、再任用職員を含む消防職員220名分の人件費であります。

2目消防本部費は、消防本部各課の予算や1市2町に係る共通経費などでありましたが、2、消防本部事業では、14ページをお願いしまして、新たに映像通報システムLive119設定業務委託料などを計上しております。

15ページをお願いいたします。

3目市消防署費は、酒田市内の消防署、各分署の予算であります。

16ページをお願いします。

3、消防自動車等整備事業では、南分署の高規格救急自動車と救命用資機材の更新費用を計上しております。

4目町消防署費は、庄内町の立川分署と余目分署、遊佐町の遊佐分署の予算でありませんが、3、消防自動車等整備事業では、遊佐分署の高規格救急自動車と救命用資機材の更新費用、余目分署と遊佐分署の広報車の更新費用を計上しております。

消防費の説明は以上でございます。

○田中 廣議長 事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 7ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款1項1目分担金は、前年度比較で1億8,953万8,000円の増であります。

2款2項1目衛生手数料の1、ごみ処理手数料は料金改定により増となっております。

3款1項1目衛生費国庫補助金の1、循環型社会形成推進交付金は、汚泥再生処理センター整備事業と最終処分場整備事業に係る国庫補助金、2目消防費国庫補助金の1、緊急消防援助隊設備整備費補助金は、高規格救急自動車・救命用資機材更新費に係る国庫補助金であります。

8ページをお願いします。

4款1項1目生産物売払収入の1、有価物売払収入はスチール缶、アルミ缶、ペットボトルなどの売払い収入、2目物品売払収入は車両の更新に伴う売払い収入であります。

4ページにお戻りください。

第2表債務負担行為は、災害対応特殊消防ポンプ自動車購入費について、令和8年度から9年度まで限度額7,451万円を設定いたします。

続きまして、議第4号 令和8年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金については、令和8年度予算に基づき分賦金は38億3,065万3,000円であります。

議第4号資料は市町別の内訳でございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

~~~~~  
◎ 質 疑

○田中 廣議長 これより質疑を行います。予算書のページ数、事業名も併せてお願いいたします。

9番、工藤範子議員。

○9番（工藤範子議員） 議案第3号の資料について質問いたしますけれども、市消防署事業とか、それから、町消防署事業の中に。

○田中 廣議長 ページ数は。

○9番（工藤範子議員） 資料で質問いたします、資料。

それで、その中でご質問いたしますけれども、この中で、自動心臓マッサージ器を導入しとありますけれども、この自動心臓マッサージ器は、今回は何台備える予定なのか、この点についてお伺いいたします。

○田中 廣議長 救急課長。

○高野善孝救急課長 質問にお答えいたします。

令和8年度は、みなと分署、南分署、立川分署、遊佐分署の救急車に4台配置となっております。以上です。

○田中 廣議長 9番、工藤範子議員。

○9番（工藤範子議員） 4台配置とありましたけれども、消防署はそれぞれ10か所ありますけれども、この10か所については全部、この4台のほかはそろっておるのでしょうか。

○田中 廣議長 救急課長。

○高野善孝救急課長 今現在10台の救急車がございますが、来年度4台、その後、令和9年、令和10年と管内10台に全て、救急車全隊に配備する計画を予定しております。

以上です。

○田中 廣議長 9番、工藤範子議員。

○9番（工藤範子議員） そうすると、令和8年度、令和9年、令和10年で、3か年をかけて各消防署に配置するということで理解してよろしいでしょうか。

○田中 廣議長 救急課長。

○高野善孝救急課長 そのとおり計画を進めております。

以上です。

○田中 廣議長 9番、工藤範子議員。

○9番（工藤範子議員） 導入するに当たっては、必要なものは必要というようなことで、やはり人命を預かる仕事でありますので、いち早い自動心臓マッサージ器を導入すべきだと申し上げて、私の質問を終わります。

○田中 廣議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田中 廣議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

◎ 討

論

○田中 廣議長 これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 廣議長 これより日程第5、議第3号 令和8年度酒田地区広域行政組合会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。議第3号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第6、議第4号 令和8年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第4号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 議第5号 酒田地区広域行政  
組合職員の特殊勤務手当に  
関する条例の一部改正につ  
いて

○田中 廣議長 次に、日程第7、議第5号 酒田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議第 5 号

酒田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

酒田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

酒田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

酒田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 8 年組合条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(3) 災害応急作業等手当

(4) 救急救命士手当

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（災害応急作業等手当）

第 5 条 災害応急作業等手当は、消防吏員が次に掲げる活動に従事したときに支給する。

(1) 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として出動したとき。

(2) 山形県消防広域応援計画に基づき、山形県又は県内市町村の要請により出動したとき。

2 前項に掲げる出動には、山形県消防広域応援計画に基づく普通応援は含まない。

3 災害応急作業等手当の額は、出動した 1 日につき 2, 1 6 0 円とする。

4 前 3 項の規定により災害応急作業等手当を支給する場合においては、夜間特殊業務手当又は危険手当を重複して支給しない。

(救急救命士手当)

第6条 救急救命士手当は、救急救命士（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する消防吏員が、救急のため出動し、かつ、次に掲げる行為を伴う救急業務に従事したときは、救急救命士手当を支給する。

(1) 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条に規定する救急救命処置を行ったとき。

(2) 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与を行ったとき。

(3) 血糖測定器を用いて行う血糖の測定を行ったとき。

2 前項に規定する手当の額は、出動した1回につき510円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

緊急消防援助隊等の活動及び救急救命士の高度な救急業務の特殊性を踏まえ、職員の処遇の適正化を図るため、特殊勤務手当について所要の改正を行うものである。

---

◎ 補 足 説 明

○田中 廣議長 当局の補足説明を求めます。

総務警防課長。

○茂木 修消防次長兼総務警防課長 議第5号について補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は特殊勤務手当を2つ新設するもので、1つ目は災害応急作業等手当になりまして、大規模災害時に緊急消防援助隊、または山形県消防広域応援計画に基づき出動した場合は所定の手当を支給するものです。

2つ目は救急救命士手当となりまして、救急救命士の資格を有する消防吏員が救急救命処置を実施した救急出動に対して所定の手当を支給するものです。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。

なお、施行日は令和8年4月1日とするものです。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

~~~~~

◎ 質 疑

○田中 廣議長 これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

◎ 討 論

○田中 廣議長 これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 廣議長 これより日程第7、議第5号 酒田地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第5号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 議第6号 酒田地区広域行政  
組合特別職の職員の費用弁  
償に関する条例の一部改正  
について外1件

○田中 廣議長 次に、日程第8、議第6号 酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部改正について及び関連がございます日程第9、議第7号 酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

議第 6 号

酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部改正について

酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例（昭和 4 8 年組合条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国家公務員の旅費制度の改正等に鑑み、特別職の職員の費用弁償に関する規定について、所要の改正を行うものである。

議第7号

酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関する条例の制定について

酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口明子

酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 組合議会議員が組合議会に出席したとき及び監査委員が職務に従事したときの報酬の額は、日額4,000円とする。

(支給方法)

第3条 報酬は、その支給の事由の生じた都度これを支給する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

組合議会議員が組合議会に出席したとき及び監査委員が職務に従事したときの報酬について、新たに条例を制定するものである。

---

◎ 補 足 説 明

○田中 廣議長 当局の補足説明を求めます。

事務局長。

○齋藤康一事務局長兼管理課長 議第6号 酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部改正について説明いたします。

酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部を次のように改正します。

第2条第3項を削る。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第6号資料につきましては新旧対照表でございます。

続きまして、議第7号 酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関する条例の制定について説明いたします。

酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関する条例を次のように制定します。

第1条、この条例は、酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条、組合議会議員が組合議会に出席したとき及び監査委員が職務に従事したときの報酬の額は、日額4,000円とする。

第3条、報酬は、その支給の事由の生じた都度これを支給する。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

~~~~~

◎ 質 疑

○田中 廣議長 これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

◎ 討 論

○田中 廣議長 これより討論を行います。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 廣議長 これより日程第8、議第6号 酒田地区広域行政組合特別職の職員の費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第6号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第9、議第7号 酒田地区広域行政組合特別職の職員の報酬に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第7号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 議第8号 酒田地区広域行政  
組合一般職の職員の旅費に  
関する条例の一部改正につ  
いて

○田中 廣議長 次に、日程第10、議第8号 酒田地区広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議第 8 号

酒田地区広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について

酒田地区広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

酒田地区広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

酒田地区広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例（平成 3 年組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「酒田市旅費条例第 2 6 条中「本庁間」とあるのは「組合市町間」と、第 3 0 条中」を「酒田市旅費条例中」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、当該条例の準用に関する規定について、所要の改正を行うものである。

---

◎ 補 足 説 明

○田中 廣議長 当局の補足説明を求めます。

総務警防課長。

○茂木 修消防次長兼総務警防課長 議第8号について補足説明させていただきます。

今回の条例改正は、準用している酒田市一般職の職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、飛島地域と本庁間の旅行に関する規定が削除されたため、「本庁間」を「組合市町間」に読み替える規定を削除するものです。

また、「管理者」への読替規定の対象範囲を条例全体に修正するものです。

議第8号資料は新旧対照表となります。

なお、施行日は令和8年4月1日とするものです。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

~~~~~

◎ 質 疑

○田中 廣議長 これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

◎ 討 論

○田中 廣議長 これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 廣議長 これより日程第10、議第8号 酒田地区広域行政組合一般職の職員の旅費に関する
条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第8号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 議第9号 酒田地区広域行政  
組合火災予防条例の一部改  
正について

○田中 廣議長 次に、日程第11、議第9号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正につい  
てを議題といたします。

---

議第 9 号

酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢 口 明 子

酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

酒田地区広域行政組合火災予防条例（昭和 4 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火

気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人で設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

（提案理由）

サウナ設備について、新たに簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めるなど、所要の改正を行うものである。

---

◎ 補 足 説 明

○田中 廣議長 当局の補足説明を求めます。

予防課長。

○佐藤良也予防課長 議第9号について補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は4つございます。

1つ目は、簡易サウナ設備について、屋外等に設けるテント型またはバレル型のサウナ室で定格出力6キロワット以下、かつ、薪または電気を熱源とするものを簡易サウナ設備とし、離隔距離や安全装置等について定めたものであります。

2つ目は、一般サウナ設備について、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定めたものであります。

3つ目は、簡易サウナ設備について、個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することを定めたものであります。

4つ目は、住宅における火災予防の推進について、施策として感震ブレーカーの普及促進を明記したものであります。

詳細につきましては新旧対照表をご覧くださいと思います。

なお、施行日につきましては令和8年3月31日とするものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

~~~~~

◎ 質 疑

○田中 廣議長 これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

~~~~~

◎ 討 論

○田中 廣議長 これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ないようですので、討論を終結いたします。

~~~~~

◎ 採 決

○田中 廣議長 これより日程第11、議第9号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第9号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中 廣議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり決しました。

~~~~~

◎ 閉 会

○田中 廣議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回酒田地区広域行政組合議会2月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時0分 閉 会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年2月20日

|                |           |
|----------------|-----------|
| 酒田地区広域行政組合議会議長 | 田 中 廣     |
| 酒田地区広域行政組合議会議員 | 佐 藤 俊 太 郎 |
| 酒田地区広域行政組合議会議員 | 市 村 浩 一   |
| 酒田地区広域行政組合議会議員 | ガンバリーニ杏子  |